

特 記 仕 様 書

第 1 章 契約事項

- ・漏水の発見に努め、有収率の向上を目指すことを目的として実施する。
- ・基幹管路上の漏水による二次災害防止を目的とし、対象となる基幹管路上の漏水有無を調査する。
- ・本業務の入札の執行については、本年度に想定する調査規模に基づく設計書により入札を行い、契約するものとする。
- ・受注者は、本業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は受注者の責任において行わなければならない。
- ・受注者は、監督者の指示後 10 日以内に現地調査を開始すること。
- ・受注者は、本業務を行うにあたり、多治見市個人情報保護条例はじめ各関係法令を遵守すること。

第 2 章 一般事項

- ・調査に当っては、作業計画書を作成し、これに基づいて実施する。
- ・調査に必要な資機材は、点検整備をして良好な状態で使用すること。
- ・主任技術者は、業務の履行にあたり、6 ヶ月以上雇用を継続した者を配置し、調査員は漏水探知に熟練した専門員を充てること。
- ・漏水調査実施に当っては、発注者より貸与される委託証明書を常に携帯し、発注者委託の漏水調査員である事を明らかにしなければならない。
- ・ISO27001 または、プライバシーマークもしくはそれと同等の手法により、情報の管理・運用を行わなければならない。業務実施前に、認証書の写しを提出し、承認を得ること。
- ・時世を反映してコロナウィルス対策について自社独自の取組を施工計画書に詳細に明記して提出し了解を得てから業務を遂行すること。

第 3 章 調査方法

本調査は、①作業計画 ②現地下見調査 ③弁栓音聴調査 ④路面音聴調査 ⑤長距離相関調査 ⑥確認調査 ⑦突発漏水追跡調査の構成をもって行い、次の各号によるものとする。

① 作業計画作成

調査対象地区の概要を十分に把握したうえ、必要に応じて発注者と協議し、業務推移の具体的計画を検討し、作業計画書を提出する。

② 現地下見調査

調査実施前に調査区域内の地理及び水道施設等、また、現地の管路・弁栓類の位置を確認し、本調査が円滑に実施されるよう努めるものとする。

③ 弁栓音聴調査

調査区域内における調査対象管路の、仕切弁・消火栓・空気弁等の管路附属施設を対象とし、デシベル表示型漏水検出器（アクアモニター）を用いて漏水音（漏水擬似音）を聴取するものとする。

④ 路面音聴調査

調査区域の給・配水管について、漏水音探知器で漏水音の有無を調査する。埋設管路上を0.5m～1.0m間隔で歩行し音聴調査を行う。

分水栓からメーターまでの給水管延長の長いものについては、出来る限り路面音聴調査を行い漏水の見逃しを無くすように努める。

また、周囲の騒音等により漏水音（漏水擬似音）の聴取が難しい場合は、必要に応じて夜間作業を行う。夜間作業の時は、夜光ベストを着用し、安全に十分に留意すること。

⑤ 長距離相関調査

基幹管路上の漏水による二次災害防止を目的とし、大口径長距離相関調査機器により対象となる基幹管路上の漏水有無点検及び漏水地点の割り出しを行う。使用する機器はアクアスキャン TM2 または同等の性能を有するものとし、電波法で定める技術基準適合証明書等を受けたものでなくてはならない。また、当該管路付属品（消火栓）に設置する機器は、調査距離が2000mまで対応可能なもので、送信出力500mW以上であると共に、録音機能を有して録音した音を電子データとして保存でき、保存したデータを再度解析できるものでなければならない。調査は総務省が規定する無線従事者制度に該当し、第三級陸上特殊無線技士以上の陸上無線技術資格を有する者が実施しなければならない。

⑥ 漏水確認調査

漏水擬似音付近は必要機器を用いて、絞込み確認調査作業を行う。発見した漏水箇所はペンキスプレー等でマーキングして、その地点を報告書に明記し、報告しなければならない。また、確認調査の際に機器を用いて削孔する場合は、地下埋設物に細心の注意を払い、他の物件に損傷させないこと。

⑦ 突発漏水追跡調査

深夜最小流量に急激な増大が見られ、配水管上での大きな漏水が懸念される時は、発注者の指示により他の作業より優先的に本調査を実施する。配水管附属施設（消火栓・空気弁・仕切弁等）に長距離相関探査機を取付け、データ解析及び周辺調査から漏水音を捕捉し漏水場所を特定することとする。

第4章 提出書類

調査により得られた各種データ（漏水原因・管種別漏水件数・漏水部位分別等）を整理・分析し、報告書（A4 版）にまとめること。提出書類は以下のものとする。

- ① 調査分析結果
- ② 作業日報及び漏水発見場所報告書
- ③ 漏水ブロック図
- ④ 長距離相関調査収集データ（分析・解析含む）
- ⑤ 作業写真（調査毎に撮影する。）

第5章 検査

本調査は、漏水調査業務の全てが完了した後、検査を受けなければならない。

第6章 環境配慮事項

受注者は、本業務の遂行における作業全般にわたって環境への配慮に努めるものとする。

- （1） 本業務の移動・運搬においては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。
- （2） 本業務において、管渠内の清掃及び美化に努めること。
- （3） 排出された廃棄物を適正に処理すること。
- （4） 消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定すること。
- （5） 提出書類等には、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
- （6） 再生品の使用を推進すること。
- （7） その他受注者が行っている環境配慮行動を実施すること。

第7章 妨害又は不当要求に対する通報義務

- （1） 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- （2） 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。